

視 点

障害児施設での虐待の現状と防止

曾根 直樹

1. 障害児施設における虐待防止の法制度

(1) 障害児施設の虐待防止の法制度

本稿では、児童福祉法に基づいて設置される福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を「障害児入所施設」、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援を「障害児通所支援等」、その総称を「障害児施設」と呼ぶこととする。

児童福祉施設の職員による虐待防止の法制度は、当初は児童福祉法に定める被措置児童等児童虐待の防止等の中で、「知的障害児施設等（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設若しくは重症心身障害児施設又は指定医療機関）」として、障害児の入所施設および通園施設が一元的に定められていたが、平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という）」が施行されると、児童福祉法から「知的障害児施設等」という文言が「障害児入所施設」に改められ、通園施設については「障害児通所支援」として障害者虐待防止法の対象に定められた。その理由は、措置制度による障害児の通園施設が、障害者自立支援法により、利用契約制度による障害児通所支援に移行したためと思われる。このような経過から、障害児施設の職員による虐待防止の法制

度は、入所と通所がそれぞれ児童福祉法と障害者虐待防止法に定められることとなった。本稿では、国の統計および報道等の事例により障害児入所施設および障害児通所支援等の職員による虐待の実態を明らかにし、防止策について検討する。

(2) 障害児入所施設の職員等による虐待禁止と通告義務

児童福祉法第33条の10では、「被措置児童等虐待」を次のように定義している。「被措置児童等」とは、障害児入所施設の他、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、児童相談所の一時保護施設に措置委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童。ただし、保育所、認定こども園は対象となっていない。

さらに、「被措置児童等虐待」とは、これらの施設等の管理者を含む従業者（以下「施設職員等」という）が、被措置児童等に対して行う身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待と定義されている。

法第33条の11では、施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない、と虐待行為等を禁止している。さらに、法第33条の12では、被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者に、都道府県の福祉事務所、児童相談所などの行政機関、都道府県児童福

表 1 入所施設（児童福祉法）と通所支援等（障害者虐待防止法）の主な法制度的違い

	障害児入所施設（児童福祉法）	障害児通所支援等（障害者虐待防止法）
通告・通報義務の対象	被措置児童等が入所する施設等の児童への虐待の疑い（障害の有無を問わない）	障害者福祉施設，障害福祉サービス事業等および障害児通所支援事業，障害児相談支援事業を利用する障害児者への虐待の疑い（児者にまたがる）
身体的虐待の定義	法律上，身体的虐待に正当な理由のない身体拘束の定義がない	法律上，身体的虐待に正当な理由のない身体拘束の定義がある
経済的虐待の定義	法律上の定義がない	法律上の定義がある
通告・通報先	都道府県の機関等	市町村

社審議会（以下「都道府県の行政機関等」という）への速やかな通告義務を定めている。また，同項③では，虐待を受けた被措置児童等が，自ら都道府県の行政機関等に届け出ることができるとされている。

(3) 障害児通所支援等の職員等による虐待禁止と通報義務

一方，障害児通所支援等も含む障害者福祉施設従事者等による虐待防止は，障害者虐待防止法に定められている。法第 2 条第 4 項では，「障害者福祉施設従事者等」とは，「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」に規定する障害者福祉施設，障害福祉サービス事業，一般相談支援事業・特定相談支援事業，移動支援事業，地域活動支援センター，福祉ホーム，その他厚生労働省令で定める事業（児童福祉法に規定する障害児通所支援事業，障害児相談支援事業）に従事する者と定義されており，対象は障害児者にまたがる。また，障害者福祉施設従事者等による身体的虐待，性的虐待，心理的虐待，ネグレクト，経済的虐待を「障害者虐待」と定義している。

法第 3 条においては，「何人も，障害者に対し，虐待をしてはならない」と，包括的に虐待を禁止しており，法第 16 条では，障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に，市町村への速やかな通報義務を定めている。また，同第 2 項では，虐待を受けた障害者自身が市町村に届け出ることができるとされている。法第 17 条では，通報・届出を受けた市町村は，それに係る障害者虐待に関する事項を，施設・事業所の所在地の都道府県に報告しなければならないとされている。

(4) 障害児施設における虐待防止の法制度的違い

障害児入所施設と障害児通所支援等における虐待防

止の法制度的な違いは表 1 のように整理される（表 1）。

2. 障害児施設における虐待の発生状況等

(1) 厚生労働省の調査結果から

厚生労働省は，毎年，「被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況」および「障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表している。その中から，いくつかの項目について取り上げ，現時点で最新の公表結果から過去 8 年分（被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況は平成 24 年度～令和元年度¹⁾，障害者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果については平成 25 年度から令和 2 年度²⁾）の累計から，虐待の発生状況等の傾向を把握した。

(2) 通告・通報の状況

虐待の疑いによる通告・通報件数は，障害児施設だけの件数は公表されていないため，児童福祉法に基づく被措置児童等虐待の通告件数と障害者虐待防止法に基づく障害者福祉施設従事者等虐待の通報件数について示す。

過去 8 年間の被措置児童等虐待の通告件数および障害者福祉施設従事者等虐待の通報件数は増加傾向にある。また，施設数の違いを背景として，障害者福祉施設従事者等虐待の通報件数は，被措置児童等虐待の通告件数の約 10 倍となっている（図 1）。

(3) 通告・通報者の状況

過去 8 年間の累計から，被措置児童等虐待の通告件数 2,119 件，障害者福祉施設従事者等虐待の通報件数 20,738 件について，通告・通報者の分類に対する割合を比較した（図 2）。

共通した特徴として，虐待があった当該施設・事業

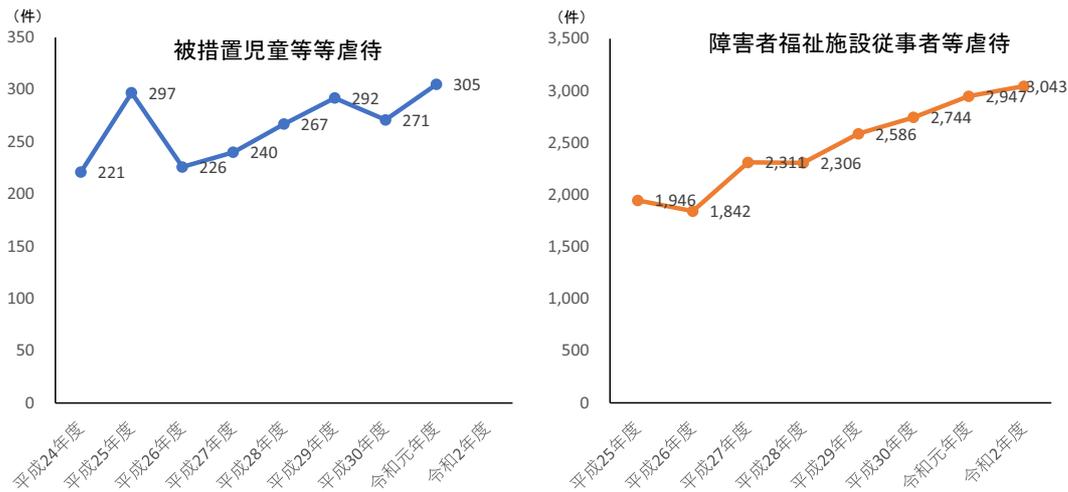


図1 通告・通報件数の推移

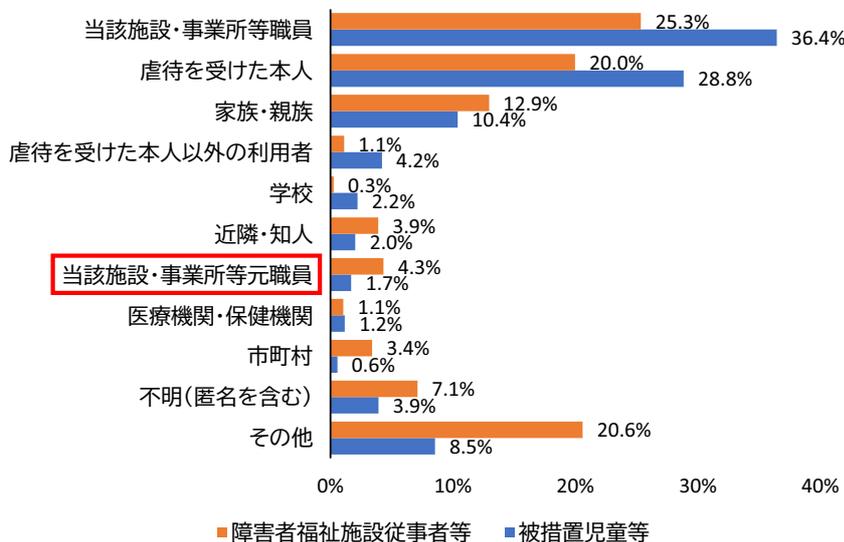


図2 通告・通報者の状況

所の職員が自ら通告・通報する割合が、被措置児童等（以下（被）と表記）（36.4%）、障害者虐待防止法（以下（障）と表記）（25.3%）と最も高いことが挙げられる。施設・事業所において、職員による利用者への虐待の疑いに最も気づきやすいのは、その施設・事業所で働く職員や管理者などである。虐待の疑いが生じたとき、施設・事業所が自ら正直に通告・通報する割合が最も高いことは、虐待防止の法制度を踏まえた適切な対応であるといえる。それに次いで、虐待を受けた本人（被：28.8%・障：20.0%）やその家族等（被：10.4%・障：12.9%）が通告・通報する割合が高いことも共通した点であった。

一方、割合は低いものの、虐待があった施設・事業所の元職員による通告・通報が毎年度一定の件数挙

がっている（被：1.7%・障：4.3%）ことも共通している。これは、虐待があった施設・事業所で在職中に虐待の疑いに気がついたものの、通告・通報することができず、退職後に通告・通報に至ったケースである。在職中に通告・通報することができなかった理由として、通告・通報したことが施設・事業所に分かってしまった場合、通告・通報者が不利益な取扱いを受けるおそれのある場合が考えられる。例えば、施設長などの管理職が虐待を行なっている場合、虐待している職員が、職員集団の中で強い影響力を持っている場合、複数の職員が虐待しており、勢力を形成している場合、虐待を容認するような組織風土がある場合などは、通告・通報したことに対する報復を怖れて、通告・通報することができなくなってしまう。その結果、良心の

表 2 事実確認調査の実施状況と結果

	被措置児童等	障害者福祉施設従事者等
事実確認を行った事例	98.4%	80.1%
虐待の事実が認められた	31.5%	20.1%
虐待の事実が認められなかった	56.5%	36.2%
虐待の事実の判断に至らなかった	10.3%	23.8%
事実確認を行っていない事例	1.6%	19.9%
虐待ではなく事実確認調査不要と判断	0.6%	10.9%
後日、事実確認調査を予定している等	1.1%	3.8%
その他	0.0%	5.2%

※被措置児童等虐待の通報件数 2,150 件, 障害者福祉施設従事者等虐待の通報件数 19,405 件に対する割合

呵責に耐えられなくなり退職し、報復される恐れから解放された後、やっと通告・通報することができたのが、虐待があった施設・事業所の元職員による通告・通報であると考えられる。このような施設・事業所は、大きな組織的問題を抱えていることが考えられる。

(4) 事実確認調査の状況と結果

虐待の通告を受けた後の事実確認調査の実施状況および虐待認定の状況について、過去 8 年間の実績を集計し、割合を示した (表 2)。

被措置児童等虐待は、都道府県の機関等に通告があり事実確認調査が行なわれる。通告があった 2,150 件の内、98.4% に対して事実確認調査を行っており、虐待ではなく事実確認調査不要と判断した割合は 0.6% であった。また、通告のあった事例の内、31.5% を虐待として認定している。

一方、障害者福祉施設従事者等虐待は、市町村に通報があり事実確認調査が行なわれる。通報があった 19,405 件の内、事実確認調査を行なった割合は 80.1% に留まり、虐待ではなく事実確認調査不要と判断した割合は 10.9% に上った。また、通報のあった事例の内、虐待と認定した割合は 20.1% であり、被措置児童等虐待と比較して 11.5% 低くなっていた。

これらから、障害者虐待に対応する市町村の通報に対する事実確認調査の実施率や、虐待の認定率が、被措置児童等虐待に対応する都道府県の機関と比較して 10% 以上低いことが確認された。

(5) 虐待行為の類型

過去 8 年間の被措置児童等虐待の虐待行為類型の合計 687 件、障害者福祉施設従事者等虐待の虐待行為類型の合計 4,402 件に対する虐待行為の割合では、被措置児童等虐待、障害者福祉施設従事者等虐待に共通し

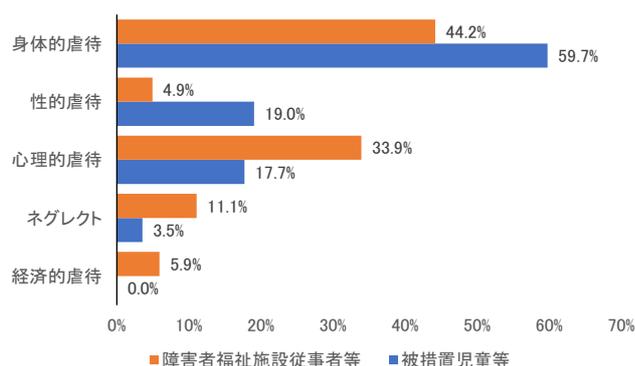


図 3 虐待行為の類型

て、身体的虐待が最も高かった。次いで、被措置児童等虐待では性的虐待である一方、障害者福祉施設従事者等虐待では心理的虐待であった。また、障害者福祉施設従事者等虐待においては、被措置児童等虐待に比べてネグレクトの割合が高い傾向にあった (図 3)。

(6) 施設種別

障害児施設における虐待件数を、施設種別で経年的なグラフにした。放課後等デイサービスの虐待件数が年々増加していることがわかる (図 4)。

厚生労働省が令和 3 年 6 月に行なった自治体アンケートの結果では、放課後等デイサービスは、「利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援 (例えば、テレビを見させているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ) を行う事業所が増えている」との指摘があった³⁾。同省では、放課後等デイサービスガイドラインを策定し、事業所が、その支援の質の向上のために留意しなければならない基本的事項を示すとともに、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」および「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」の活用を促し、改善に努めている。しかし、虐待認定件数の増加傾向を踏まえると、事業者の支援の

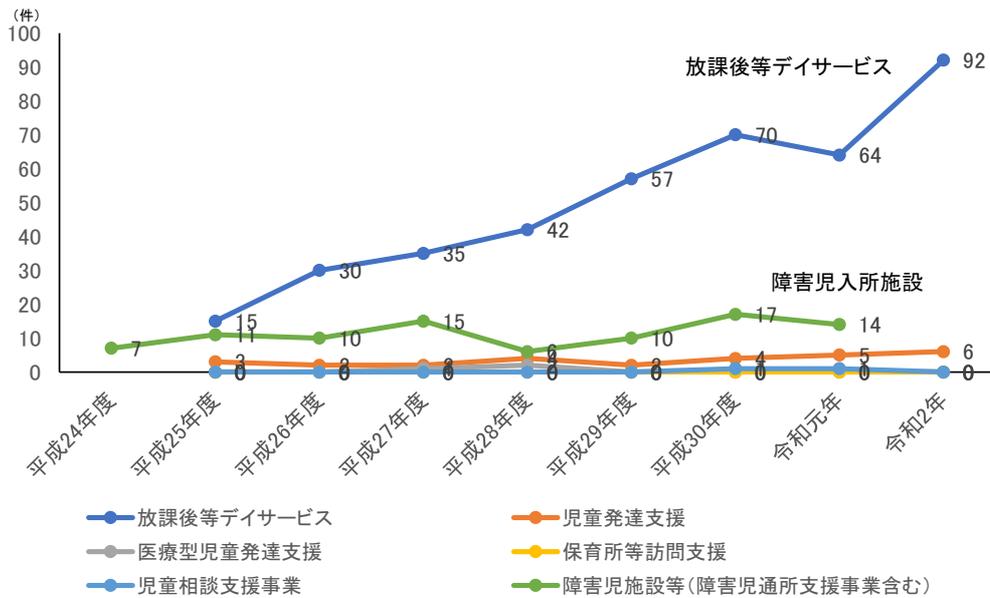


図4 障害児施設における虐待件数の推移(件)

質向上に向けた一層の取組み強化が求められる。

3. 虐待の事例

「被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況」で公表されている事例及びマスコミ報道を要約し、虐待事例の概要を示した。

(1) 障害児入所施設の虐待事例

①身体的虐待

- ・職員に子どもの頭を叩いたり、大声での叱責、不適切な発言等が日常からあり、またこうした行動が施設内では容認される状況にあった。
- ・入所していた知的障害がある男子高校生に、指導に従わないと腹を立て、椅子に座った男子の顔付近を押し倒させ、尻を蹴り、口の中に丸めたトイレットペーパーを入れた他、施設に告発した職員に対して木製バットを手で脅迫した⁴⁾。

②ネグレクト

- ・児童から他児童への暴力行為について、状況把握等が十分に行われていなかったために発見が遅れた。
- ・複数の児童に日常的に暴力を振るっていた児童に対し、指導を行っていたが、施設長は状況を改善することができなかった。

③心理的虐待

- ・児童の行動を叱責する際に、「アホ」など、何度も児童をバカにした発言をした。
- ・嘔吐と体の震えが止まらない状況で「死んだ方が

いい」と繰り返し発言していた児童に対し、職員が「死ね」と言った。

④性的虐待

- ・複数の児童に、性器を触るなどのわいせつな行為を行い、その様子を携帯電話で動画撮影した。
- ・夜勤時に児童の居室でズボンやパンツを脱がし性器を触るなどの行為を行った。

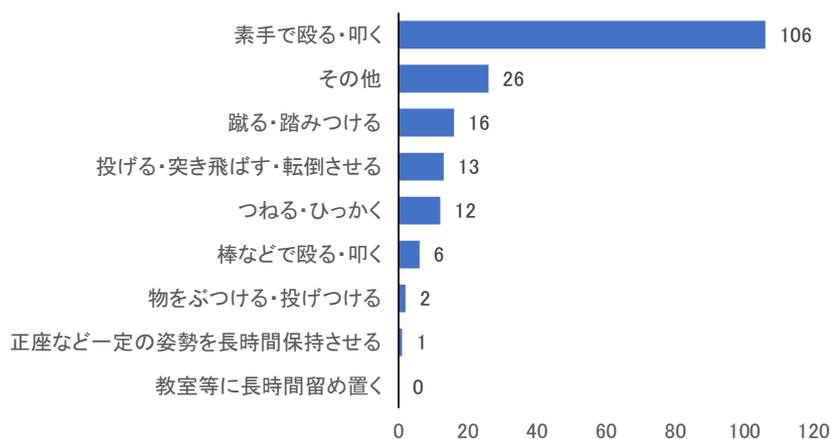
(2) 障害児通所支援等の虐待事例

①身体的虐待

- ・放課後等デイサービスの運営法人社長が、施設内で日常的に小学校入学前の男子を殴るなどの暴行を加えたほか、10代後半の少女にも殴る蹴るの暴行を加えたことが、元職員の相談で発覚した。保護者に対しては、「別の職員が暴行した」などと嘘の説明をしていた⁵⁾。
- ・放課後等デイサービスの女性職員が、知的障害のある小学生男子に馬乗りになって顔を殴るなどしたほか、複数の職員が児童たちに暴行したとみられる動画などがみつかった⁶⁾。

②性的虐待

- ・放課後等デイサービスの男性職員が、送迎車に添乗員として乗り込み、女児の下半身に触れ、動画を撮影した。帰宅した女児が両親に伝え、発覚した。別の女児3人にもわいせつ行為をしていた⁷⁾。
- ・放課後等デイサービスのセンター長が、9歳の男児の下着を脱がせ、むりやり開脚させ動画を撮影し、11歳の児童のズボンや下着をまくりあげ、頭



※1 件の体罰で複数の態様に該当する場合がある

図 5 体罰の態様 (件)

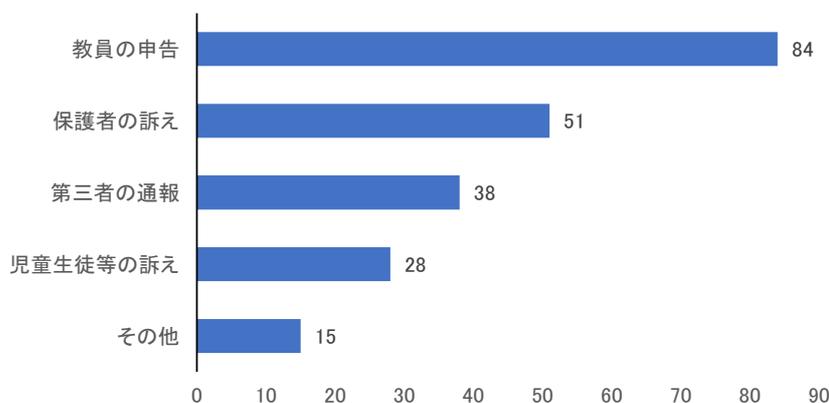


図 6 体罰把握のきっかけ (件)

部を平手で叩いたり、足で踏みつけたりし、共謀した同僚と動画をみて笑いあった⁸⁾(身体的虐待、心理的虐待含む)。

4. 保育所等における不適切保育および特別支援学校における体罰の状況

厚生労働省では、調査研究事業により令和元年度の保育所等における不適切保育の実態把握調査を行なった⁹⁾。それによれば、不適切な保育が疑われるとして事実確認(立入調査や関係者からの聞き取り等)を1件以上行ったのは、回答した1,063自治体のうち16.5%(175自治体)、事案の事実確認を行った件数の総計は612件であった。不適切な保育の事実が確認された件数が1件以上あったのは、回答した自治体のうち9.0%(96自治体)、総計は345件であった。不適切保育の行為類型では、「罰を与える・乱暴なかかわり」が最も多く、次いで「子ども一人一人の人格を尊重しない

かかわり」や「物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ」が続いた。また、「把握していない/回答できない」との回答も多く、「不適切な保育に該当する」との認識が自治体や保育所の職員において、明確でない可能性も考えられる、としている。

学校教育法第11条では、教職員による体罰を禁止している。文部科学省では、学校における体罰の実態を把握し、公表している¹⁰⁾。平成25年度から令和2年度までの8年間の体罰件数の累計は、幼稚園(1件)、小学校(2,413件)、中学校(3,892件)、義務教育学校(4件)、高等学校(3,202件)、中等教育学校(31件)、特別支援学校(196件)であった。

このうち、障害児が学ぶ特別支援学校における体罰の態様は、「素手で殴る・叩く(106件)」「蹴る・踏みつける(26件)」「投げる・突き飛ばす・転倒させる(13件)」「つねる・ひっかく(12件)」「棒などで殴る・叩く(6件)」「物をぶつける・投げつける(2

件)」「正座など一定の姿勢を長時間保持させる(1件)」「教室等に長時間留め置く(0件)」「その他(26件)」であった(図5)。また、体罰把握のきっかけは、教員の申告(84件)、保護者の訴え(51件)、第三者の通報(38件)、児童生徒等の訴え(28件)、その他(15件)となっていた(図6)。

5. 障害児施設の虐待防止と課題

虐待は、最初は軽微な虐待行為だったものが放置されることでエスカレートし、利用者が重傷を負うような事件に発展してしまうことが、過去の事例から指摘されている¹¹⁾。虐待の疑いに気づいた段階で通告・通報を義務付けているのは、虐待を早期に発見することにより被虐待者の被害を最小限に止めるためである。また、それを契機に再発防止策を講ずることにより、加害職員の再教育による立ち直りの機会や、施設・事業所が虐待のない施設・事業所として再生する機会を得ることにある。通告・通報義務の徹底は、虐待の被害者、加害者双方の救済のためであることを忘れてはならない。

また、虐待は加害職員の感情コントロールの問題や障害特性の理解不足など、個人的な要因によって起きるものと考えられがちであるが、多くの事例は、職員教育の不足や虐待を容認し隠蔽しようとする組織的な倫理観の欠如など、組織が抱える問題が背景にある。そのため、虐待防止を職員個人の心がけや努力のみに求めるのではなく、組織的な虐待防止の取組み強化が不可欠である。

障害者総合支援法では、令和4年度から施設・事業所に虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、職員に対する虐待防止研修の実施を義務化し、組織的な虐待防止策を強化した。児童福祉法や学校教育法においても、組織的な虐待防止策の義務付けを検討することが求められる。

共生社会の実現が目指される中、一般の保育所等で育つ障害児も増えているが、これらの施設は被措置児童等の施設に含まれておらず、法制度としての虐待防止の対象となっていない。また、学校の教職員による

児童・生徒への虐待行為の一部は、体罰の禁止として学校教育法に定められているが、体罰は主に身体的虐待に該当し、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待に該当する行為の防止と対応が明らかでない。保育所等、学校においては、障害者虐待防止の附則第2条の「検討」において、通報義務を含めた虐待防止について必要な措置を講ずるとされているが、保育所等、学校を利用する児童等に対して、障害の有無に関わらず職員・教員による虐待を防止する法制度を定めることが課題である。また、市町村の虐待通報に対する対応の強化が求められる。

文 献

- 1) 厚生労働省. 被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について. 2012-2021.
- 2) 厚生労働省. 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書. 2013-2022.
- 3) 厚生労働省. “放課後等デイサービスの現状と課題について”. 2021. <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/000806210.pdf>
- 4) 山陽新聞. 「障害児虐待起訴内容認める 地裁支部初公判で元職員2人」. 2021.
- 5) 日テレNEWS. 「6歳男児に日常的に“暴行”障害者施設代表の男逮捕」. 2022.
- 6) RKB毎日放送. 「障害児施設で“虐待”～ほかの職員も暴行か」. 2022.
- 7) 読売新聞. 「危険な『放課後デイ』送迎サービス…障害児へのわいせつ行為横行」. 2021.
- 8) 神戸新聞. 「『子ども本人を笑う。絶対許されない』発達障害児らの裸動画撮影、暴行の放課後デイ職員に懲役3年」. 2021.
- 9) 株式会社キャンサーズキャン. 令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 不適切な保育に関する対応について事業報告書. 2021.
- 10) 文部科学省. 体罰の実態把握について. 2012-2020.
- 11) 厚生労働省. 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き. 2020.